

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
290925025	29年9月25日	29年11月6日	29年12月15日	債権譲渡担保、もしくは債権譲渡(流動化)による資金調達への促進に向けた規制改革(債権法改正関連)	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正民法では、債権譲渡禁止(制限)特約が付されても債権譲渡自体は有効とされたが、譲渡禁止(制限)特約付債権の譲渡が当事者間の契約違反と評価されて契約が解除・更新見送りされるおそれがあるほか、譲渡担保権者、譲受人もしくはアレンジャーたる金融機関としても契約違反の悪起についてのコンプライアンス上の懸念がある。 このままでは、債権譲渡による資金調達の活性化(とりわけ中小企業の資金調達の可能性拡充)を目指した法改正の趣旨が没却されかねない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の監督指針の改訂などにより、譲渡禁止(制限)特約が付された債権について譲渡担保の設定を受け、債権を譲り受けること、もしくはそれをアレンジするものが金融機関にとってコンプライアンス上の問題とならないことを明らかにしたい。また、譲渡禁止(制限)特約付債権の担保評価を高めることを可能とするため、金融検査マニュアルの改訂などにより、特約が付していることだけで一般担保としての評価ができなくなるようなりにしていただきたい。 譲渡禁止(制限)特約が付された債権譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならない旨の告知・指導による合理的な商慣習の形成、各業界(建設業界や小売業界など)におけるB to B取引の標準契約書・約款の促進、中小企業の資金調達保護政策上の対策(優越的地位の濫用に関するガイドラインや下請法の改正などを含む)などにより、譲渡禁止(制限)特約が付された債権を譲渡することに関する懸念を解消していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権を担保とした中小企業等の資金調達促進のため、上記を明確化すべく、要望するもの。 	都銀懇話会	公正取引委員会 金融庁 法務省 経済産業省 国土交通省	<p>【公正取引委員会】</p> <p>公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定しています。</p> <p>【金融庁】</p> <p>現行の民法において、譲渡禁止(制限)特約付の債権について譲渡を行った場合、原則として、債権譲渡の効力は無効とされています(民法第466条第2項)。他方で、2020年中に施行予定の改正民法においては、譲渡禁止(制限)特約付の債権譲渡が有効とされています(同条第3項)。</p> <p>【金融庁】</p> <p>民法466条、金融検査マニュアル218頁・「自己査定(別表1)」、債権の分類方法(4)担保による調整②一般担保、金融検査マニュアルに関するご質問(FAQ)別編「ABL編」など</p> <p>【法務省】</p> <p>民法の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)による改正後の民法においては、譲渡制限特約が付された債権の譲渡を有効としています。併せて、債務者は基本的に譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をすれば済みますとするなど、弁済の相手方を固定することへの債務者の期待は必要限度で保護されています。そのため、譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされたときは、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないとみることができ、そもそも契約違反(債務不履行)にならないといえます。また、債務者にとって譲渡がされても特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等に当たり得ます。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準第8.7(1)においては、下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での契約締結の際に譲渡禁止特約を締結する場合であっても、金融機関等に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとされています。</p> <p>同(2)では、親事業者は、下請事業者から、先掛債権等の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、不当に不利な取扱いをしてはならないものとされています。</p> <p>同(3)では、親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとされています。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものです。現在、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)並びに建設工事標準下請契約約款の4つが作成されており、これに加え、各民間団体においても工事請負契約に係る約款が作成され、活用されています。</p>	<p>【公正取引委員会】</p> <p>独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)、下請法</p> <p>【金融庁】</p> <p>民法466条、金融検査マニュアル218頁・「自己査定(別表1)」、債権の分類方法(4)担保による調整②一般担保、金融検査マニュアルに関するご質問(FAQ)別編「ABL編」など</p> <p>【法務省】</p> <p>民法第466条</p> <p>【経済産業省】</p> <p>下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準第8.7(1)、(2)及び(3)</p> <p>【国土交通省】</p> <p>建設業法第34条第2項</p>	<p>【公正取引委員会】</p> <p>優越的地位の濫用行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから独占禁止法により規制されています。どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあるか認められるのかについては、問題となる不当不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することとなります。御提案において、どのような不当不利益が発生するかなど説明されておらず、そのような不利益があるとは認識していないので「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を改正することは不可です。また、下請法についても、同様と考えており、対応不可です。</p> <p>【金融庁】</p> <p>要望内容のうち、コンプライアンス上の懸念については、改正民法の解釈の明確化やその周知・整理がなされたうえで、適切に商慣習が形成されることを重要であり、民法上の商慣習に関して、金融庁の監督指針において措置を講じることは困難であると考えます。</p> <p>【金融庁】</p> <p>また、担保評価は実質的な経済価値に基づくべきものであって、形式的に判断するものではなく、総合的に判断すべきものと考えています。なお、譲渡禁止(制限)特約付債権担保に関する記述に限らず、検査マニュアル全般について形式ではなく実質を見て判断するという観点を明確化するため、金融検査マニュアルの抜本的な見直しを検討しています。</p> <p>【法務省】</p> <p>その他</p> <p>【経済産業省】</p> <p>現行制度下で対応可能</p> <p>【国土交通省】</p> <p>その他</p>	<p>【公正取引委員会】</p> <p>優越的地位の濫用行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから独占禁止法により規制されています。どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあるか認められるのかについては、問題となる不当不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することとなります。御提案において、どのような不当不利益が発生するかなど説明されておらず、そのような不利益があるとは認識していないので「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を改正することは不可です。また、下請法についても、同様と考えており、対応不可です。</p> <p>【法務省】</p> <p>改正法の下で、譲渡制限特約が付された債権を譲渡したとしても、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないとみることができ、そもそも契約違反(債務不履行)にならないと言い得ることや、債務者にとって特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等に当たり得ることなど、改正後の民法の規定の趣旨や解釈については、改正法の施行までの間、引き続き、幅広く周知を行ってまいります。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>中小企業庁では、中小企業の資金調達の円滑化において、債権譲渡禁止特約の存在が課題であると認識しており、平成28年12月、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準を左記のとおり改正し、中小企業が金融機関に対し、先掛債権を譲渡・担保提供することが親事業者に認められるよう促進しています。また、(3)において、譲渡禁止(制限)特約が付された債権の譲渡についても承諾に努めるよう規定しています。なお、制度の改正から1年経っていないことから、当分の間は、これら現行制度の周知・徹底にて、譲渡禁止(制限)特約が付された債権の譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならないような合理的な商慣習が形成されるよう努めます。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>標準請負契約約款については、中央建設業審議会が公正な立場から審議を行った上で作成するものであり、ご提案のあった債権譲渡を含め今後の改正民法を踏まえた対応については、今後中央建設業審議会において必要な検討が行われることとなります。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925035	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	独禁法上の5%ルールの緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行がファンドにLP出資した場合、銀行法上の議決権保有規制においては、ファンドが保有する議決権は、原則として含まれないこととされている(銀行法施行規則第1条の3第1項第3号)。以前は、10年を超えてファンドが保有する議決権は、斯かる対象から除外されていたが、平成26年4月改正により撤廃されている。 一方、独禁法は同種の制約が引き続き残っており(独禁法第11条第1項第4号、同施行令第17条)、銀行法と独禁法で齟齬が生じている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等の議決権保有規制の適用除外事由から除かれる場合として規定されている独禁法第11条第1項第4号の「政令で定める期間を超えて保有する場合」を撤廃していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が、ファンドへのLP出資を通じた株式出資により企業に資金供給している場合において、当該企業の取り巻く環境等によっては、必ずしも10年以内にファンドが株式を売却することができないケースもあろう。 この場合、改正前の銀行法施行規則においては、10年を超えてファンドが保有する議決権は、議決権保有規制の適用除外から除外されており、10年を超えたときから、議決権としてカウントする必要が生じていた。 しかし、平成26年4月改正により斯かる制約は撤廃されており、ファンドが10年を超えて保有した場合も、議決権としてカウントする必要はない。 一方で、独禁法においては、引き続き同様の制約が残っており、ファンドが10年を超えて保有する場合は、議決権保有規制上の議決権として合算する必要があり、5%を超えて保有することは禁止される。そのため、LPに銀行が含まれる場合においては、組合の存続期間を10年以内とすることが一般的とされており、10年を超える長期的な投資の妨げとなっている懸念がある。公正取引委員会の認可を受ければ、5%超であったとしても10年経過後も保有することが可能であるが、認可を必ず取得できるか否かはファンド組成段階では不明確である。 独禁法上の議決権保有規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止と解されるが、議決権が行使できる場合を除外していれば、所有期間の制限は設けなくとも規制の実効性は十分に確保できるものと考えられ、銀行法との齟齬は撤廃していただきたい。 	都銀懇話会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第4号により、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として株式を取得等することにより議決権を取得等する場合については、同項の適用が除外されています。しかしながら、当該議決権を有することとなつた日から政令(独占禁止法施行令第17条)で定める期間(10年)を超えて当該議決権を保有する場合等については同項が適用されるため(同項第4号ただし書)、当該期間を超えて議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。当該期間を超過する議決権の保有は、認可制度の運用において、キャピタルゲインを得ることを目的とした当面の期間の議決権の保有であると認められる等の要件を満たせば、一定の期限を付して認められます。	独占禁止法第11条 独占禁止法施行令第17条	対応不可	<p>独占禁止法第11条第1項第4号が議決権保有に係る期間制限を設けているのは、同項本文に規定する議決権保有規制の適用を除外する期間を、議決権保有が投資目的であることが担保され、事業支配を目的とする議決権保有ではないと認められる期間に限る趣旨ですが、組合契約上、議決権の行使及びその指図を行うことができない場合であっても、議決権保有を背景とした実質的な影響力の行使等により、事業支配力の過度な集中等の問題が生じるおそれが否定できないことから、期間制限を撤廃することは適当ではありません。</p> <p>なお、当該期間を超過する議決権の保有に係る認可の基準については、「日本再生加速プログラム」について(平成24年11月30日閣議決定)を踏まえ、手続可能性を高める観点から明確化が図られたところであり(平成26年4月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改正)、対応済みです。</p>	
290925036	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	改正銀行法下での独禁法上の5%ルールの銀行/持株会社での平仄	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年に施行された銀行法の下では、銀行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第12号の3)として認可を得れば、銀行法上の子会社、関連会社(以下、「新会社」という。)とすることが可能。 然しながら、独禁法では、新会社の株式を保有する主体が「銀行」となる場合、独禁法上の5%ルール(独禁法第11条1項)に抵触することになり、別途、独禁法上の審査が必要となる。 なお、独禁法第11条1項は、あくまで「銀行」による保有を制限しているため、持株会社による保有に関しては独禁法の審査は発生しない。 また、株式の保有主体が銀行であっても、新会社が、銀行法上の従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社等に該当する場合は、独禁法上の「他の国内の会社」から除外されるため(独禁法第10条第3項、同第11条第1項、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十條第三項に規定する他の国内の会社から除くもの」として公正取引委員会規則で定める会社を定める規則)、独禁法の制約なく銀行が当該会社の株式を保有することが可能。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行業高度化等会社を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十條第三項に規定する他の国内の会社から除くもの」として公正取引委員会規則で定める会社を定める規則」に追加していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行業高度化等会社の株式の保有主体が、銀行か持株会社かで、独禁法上の手続きが異なっており、平仄が取れていない。 経営戦略上、銀行が銀行業高度化等会社を保有するオプションもあり得るが、独禁法上の認可が発生するため取り得るオプションが制限される。 	都銀懇話会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。この制限を超過する議決権の保有等は、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。認可制度の運用において、申請会社による当該議決権の保有及びその程度、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。なお、独占禁止法第10条第3項に規定する「他の国内の会社」から除外された会社の議決権を保有する場合、当該議決権の保有等は同条第1項等の規制対象となり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる審査されることとなります。	独占禁止法第11条	対応不可	<p>独占禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等が一般の事業会社と結び付くことによる競争上の問題を防止することにあるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則で規定する会社は、特定目的会社及び他社に関連した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社(以下「銀行業高度化等会社」という。)(銀行法第16条の2第1項第12号の3)には、一般の事業会社も含まれます。このような事情を踏まえ、銀行が、銀行業高度化等会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有しようとする場合、当該保有等による事業支配力増大の有無及び株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無について、認可制度を通じて審査される必要があります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928075	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	下請業者と案件毎に交わす注文書、注文請書の簡略化	<p>【具体的内容】 下請代金支払遅延防止法3条には、業務委託を行った場合に直ちに書面を交付する義務が規定されていますが、定期的に取り扱っている下請業者に対しては、取引基本契約など包括的な契約書に業務内容を記載しておき、当該契約書の範囲内の個別の依頼に関しては簡易な書面で対応できるよう、規定を緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 例えば、ハウスメーカーが構造計算を発注する場合では、定期的に取り扱っている業者に対して毎月に注文書・注文請書を交わさざるを得ず、委託する側も受託する側も負担がかり過ぎているという背景があります。</p>	公益社団法人西経済連合会	公正取引委員会	下請法第3条	現行制度下で対応可能	<p>「制度の現状」欄に記載したとおり、下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件のうち基本的事項(例えば支払方法、検査期間等)が一定している場合には、これらの事項に関してはあらかじめ書面により通知することで、個々の発注に際してはあらかじめ記載を不要としています。</p> <p>したがって、提案の具体的内容である「定期的に取り扱っている下請業者に対しては、取引基本契約など包括的な契約書に業務内容を記載しておき、当該契約書の範囲内の個別の依頼に関しては簡易な書面で対応」することは、現行制度下で対応可能です。</p>		
291019012	29年10月19日	29年11月14日	29年11月30日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	<p>独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。)について、規制の対象から除外していただきたい。</p> <p>・独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。</p> <p>・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内)。</p> <p>・信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使経路を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは別として議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。</p> <p>・一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。</p> <p>・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。</p> <p>・以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。</p>	(一社)信託協会	公正取引委員会	独占禁止法第11条	対応不可	<p>信託勘定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の規定においても既に考慮されており、1年間は認可を要せず総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有することが認められているとともに、認可を受ければ1年を超えて保有することが可能です。</p> <p>加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する議決権について、認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和したところで(平成26年4月)。</p> <p>一方で、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではありません。当該体制が確保されていないことにより信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無は、認可制度を通じて審査される必要があります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300226001	30年2月26日	30年3月26日	30年4月20日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使する場合等を除く。以下同じ)について、規制の対象から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生への防止」の観点から、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内)。 ・この議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の大幅緩和が図られたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残っている。 ・信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定と信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。 ・一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いのがある。 ・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請を必要としない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりにくい。 ・以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得等することによる議決権の保有等(信託勘定での議決権の保有)については、同項の適用が除外されています。 同条第2項では、第1項第3号の場合にあつては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権を行使できることとなつた日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。 この制限を超える信託勘定での議決権の保有は、認可制度の運用において、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で保有するものと別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付さず認められます。	独占禁止法第11条	対応不可	<p>信託勘定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の規定においても既に考慮されており、1年間は認可を要せずに総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有することが認められているとともに、認可を受ければ1年を超えて保有することが可能です。</p> <p>加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する議決権について、認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和したところとす(平成26年4月)。</p> <p>一方で、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではありません。当該体制が確保されていないことよって信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無は、認可制度を通じて審査される必要があります。</p>	
300226003	30年2月26日	30年3月26日	30年4月20日	独占禁止法第9条第4項及び9条ガイドラインの改正	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第9条4項及び9条ガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考方」)について、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。 ①独占禁止法第9条4項に基づく報告につき、報告時期、頻度を見直すべきである。報告時期については、「毎事業年度終了の日から3月以内」と設定されているが、時期を柔軟に対応できるようにすべきである。頻度については、例えば前年と資産・事業分野売上と大きく変動のない企業については報告を免除する等の運用を検討すべきである。 ②9条ガイドライン上の「主要な事業分野」の業種について、一律に日本標準産業分類3桁分類を使用するだけではなく、業種によっては2桁分類の使用も認めるなど、業態に合った報告とすべきである。 ③9条ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に合った報告とすべきである。</p> <p>【提案理由】 ①昨年度の要望に対する公取委の回答として、「これ以上の見直しについては措置困難との見解が示されているが、企業による報告負担のより一層の軽減の余地はあり」と考え、法9条4項に基づく報告につき、子会社等における売上再集計作業や数値精査稼働は依然として大きく、これらの作業を短期間で行うことによる社員負担は膨大なものになっている。これは、「働き方改革」を進めるにあたり、障害となる恐れがある。 ②「未来投資戦略2017」において、中長期的な成長を実現していく鍵として近年急激に起きている第4次産業革命のイノベーションの社会実装が掲げられているが、一方で、日本標準産業分類は数年に1度しか更新されず、既存の市場・産業構造をベースとして編み出された3桁分類では、その間に生じた市場の融合や価値創造のイノベーション等に対応出来ないケースも多数存在している。そのような業界については2桁分類による報告を認めることによって、ビジネスの実態に合った評価が可能となると考える。 ③②と同様、ガイドラインの基準により事業者の事業活動に制限が加えられている。事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではない。仮に資産規模による基準を継続するとともに、例えば一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とする等によって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。</p> <p>【要望が実現した場合の効果】 ①対象会社の報告にかかる過度な負担を軽減できる。 ②公取委が「主要な事業分野」に関する評価を行う際に、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。 ③実態に即した基準により、新規事業への進出や事業の多角化など、企業活動の活性化が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中することとは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的業務規模が相当数の事業分野にわたつて著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれそれ程の地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること」をいいます。同法第9条第3項に掲げる三つの会社グループの具体的な形態について9条ガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」)で示されています。 また、同法第9条4項に基づき、一定の要件に該当する会社は、事業年度終了日から3か月以内に報告書を提出することとされています。	独占禁止法第9条	対応不可	提案者の要望内容も踏まえて、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」を改正し、平成27年4月1日から施行したところである。当該規則改正により、報告に要する作業負担は大幅に軽減されたものと考えます。このため、これ以上の見直しについては困難です。また、同年3月31日公表のとおり、9条ガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」)の定める基準は同法第9条第3項に掲げる三つの会社グループの具体的な形態を示しているものであって、同ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに同法第9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではありません。	